

## 鹿児島市維新ふるさと館リニューアル基本計画策定業務仕様書（案）

### 1 業務名称

鹿児島市維新ふるさと館リニューアル基本計画策定業務

### 2 業務の目的

鹿児島市維新ふるさと館（以下「維新ふるさと館」という。）の展示物等を更新するなどのリニューアルを行うにあたり、基本計画を策定するものである。

### 3 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

### 4 業務内容

次の項目について、調査、検討、整理し、リニューアル基本計画書として取りまとめる。

#### (1) 維新ふるさと館の状況把握

施設設備の状況や関係法令など、幅広い観点からリニューアル基本計画の作成に当たり、踏まえるべき現況把握を行う。

#### (2) 問題点・課題の整理

上記(1)を踏まえ、維新ふるさと館の問題点・課題の整理を行う。

#### (3) リニューアルの基本方針の整理

上記(2)を踏まえ、外国人観光客、子どもや若者等にもわかりやすい展示となるよう、維新ふるさと館のリニューアル基本方針を取りまとめる。

#### (4) リニューアルの内容

上記(3)を踏まえ、次の項目について検討、整理し、取りまとめる。

- ① 入口から1階・地下1階の館内導線がストーリー性を持った展示となるよう、既存コーナー・展示物の配置の見直しや更新等の検討
- ② 集客につながる新たな展示物の設置や活用策の検討
- ③ 老朽化した施設の改修に係る提案（ユニバーサルツーリズムへの配慮を含む）
- ④ その他、維新ふるさと館の魅力向上につながる事項の検討、令和9年度に西郷隆盛生誕200年・没後150年を迎える関連事業を見据えた展示レイアウトの検討

#### (5) リニューアルイメージの作成

上記(4)を踏まえた各階ごとのパース図（イメージ図、スケッチ図等）を作成する。

#### (6) 概算事業費の算定及びリニューアルスケジュールの作成

上記(4)を踏まえた基本計画に基づくリニューアルに係る概算事業費（基本・実施設計委託料及び施工費）を算定し、更新スケジュールを作成すること。なお、概算事業費については、概算の内訳書を付けることとし、令和6年9月下旬と成果品の提出時の2回提出する。

#### (7) 成果品のとりまとめ

上記(1)～(6)の検討内容を基本計画書としてとりまとめる。

なお、素案を9月下旬までに提出し、その後、適宜修正し、提出する。

(8) その他

その他、基本計画を作成する上で必要と思われる事項については鹿児島市と受託者が協議の上、対応する。

また、パブリックコメントの実施にあたり、必要な書類の作成及び印刷等について、対応する。

5 業務遂行に関する協議等

(1) 作業計画書等の提出

受託者は、契約後速やかに作業計画書及び業務担当者名簿を鹿児島市へ提出し、承諾を得なければならない。また、提出後に変更を生じた場合は、速やかに鹿児島市に届け出るものとする。

(2) 業務担当者の選定

業務の遂行に当たっては、調査目的・内容を充分理解したうえで、適切かつ十分な人材を配置しなければならない。

(3) 鹿児島市と受託者との連携

受託者は、業務の遂行に当たって、随時経過報告を鹿児島市へ行い、鹿児島市との密接な連携に努めるものとし、その指示に従うものとする。

(4) 打合せの時期等

発注者との業務の遂行に関する打合せは、毎月1～2回程度とする。

(5) 業務の指示及び協議事項については、後日確認できるように内容等を記載した記録書を作成し、毎回、速やかに提出するものとする。

6 資料等の貸与及び返還

(1) 資料等の貸与

受託者は、業務の遂行に必要な資料等の貸与を鹿児島市へ申し出ることができる。

(2) 資料等の返還

受託者は、貸与された資料等の内容を第三者に漏らしてはならず、業務の完了後速やかに鹿児島市へ返還しなければならない。

7 業務管理

(1) 受託者は、業務遂行にあたり関係法令を遵守し、常に適切な管理を行わなければならない。

(2) 本業務の成果品は全て鹿児島市に帰属するものとする。

(3) 受託者は本業務の遂行にあたり知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。

8 成果品の提出

(1) 成果品の内容

① 基本計画書（A4判、カラー印刷）1部

② 基本計画書概要版（A4判、カラー印刷）1部

③ 原稿データ一式（一式をPDFファイルで納品し、貼り付けた図や表などは、可能な限り、

元のデータも個別に納品する。)

④ その他鹿児島市が必要とする資料

(2) 成果品の提出・検査

受託者は、業務が完了した場合は速やかに所定の成果品を鹿児島市へ提出し、検査を受けなければならない。また、受託者は、中間段階における成果品を求められたときは、速やかに鹿児島市へ提出しなければならない。

(3) 成果品の訂正

受託者は、提出した成果品の誤り又は訂正事項があった場合は、業務完了後であっても鹿児島市と協議のうえ、受託者の負担において速やかに訂正し、鹿児島市へ再提出しなければならない。